

新型コロナウイルス感染症対策事業（家賃補助金）のお知らせ

（事業の目的）

弘前厚生学院では、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭経済が困窮している学生が自宅から公共交通機関を使って通学する感染リスクを軽減できるように、本学院の近隣にアパート等（下宿を含む）を借り居住するための家賃補助事業を行うものとする。

（家賃補助金の申請手続等）

1. 家賃補助を受けようとする学生は、所定の家賃補助金申請書を提出しなければならない。
2. 家賃補助金申請書には、アパート等の賃貸借契約書の写し1部を添付する。

もし、添付したアパート等に係る契約等に変更が生じた場合には、庶務に申し出て必要な事務手続きをしなければならない。

（家賃補助の条件等）

家賃補助に関する条件を次のとおり定める。

- （1）公共交通機関等を利用しての通学が不可能あるいは困難である。
- （2）居住するアパート等は、弘前厚生学院の近隣に所在している。
- （3）アパート等の契約者は、学生又は保護者であり正式な契約を書面で締結している。
- （4）弘前厚生学院の授業料等を通算で2回以上滞納しない。
- （5）弘前厚生学院の学業を疎かにしない。
- （6）アパート等の家賃等を通算で2回以上滞納しない。
- （7）兄弟又は従兄弟以外の者と同居はしない。
- （8）「離職者等再就職訓練」による委託訓練生ではない。

（家賃補助金の支給等）

家賃補助金申請書を提出した学生について、学院長は教員と協議したうえで採否を決定し、下記の家賃補助金を支給することができる。

(1) 支給月額 1万円(毎月末日に現金支給)

※当該年度7月分と8月分は、7月末日に合算して支給する。

※当該年度2月分と3月分は、2月末日に合算して支給する。

(2) 支給対象期間(事業期間) 令和3年4月から令和4年3月まで 計12ヶ月間

(家賃補助金の取り消し等)

1. 学院長は、家賃補助金を受給している学生が学則等や諸規程に反した場合、又は家賃補助金の支給に相応しくない場合には、教員等と協議したうえで認可を取り消し又は休止をすることができる。
2. 上記における事象が解消した場合には、学院長は教職員等と協議したうえで家賃補助金の支給を再開することができる。ただし、休止期間分の家賃補助金は遡って支給しないものとする。

(家賃補助金の返還等)

諸条件により、補助金を取り消された学生は、過去に受給した家賃補助金全額を弘前厚生学院に返還しなければならない。学生の保護者は、家賃補助金の返還について連帯して責任を負うものとする。

(家賃補助金の変更)

弘前厚生学院の経営事情が急激に悪化した場合には、家賃補助金を受給している学生に事前に通知したうえで変更することがある。

(事業の適用等)

本事業は、令和3年4月1日から施行する。